

「牛乳販売店」の新型コロナウイルス感染症感染予防(ガイドライン)について

*ガイドライン策定の経緯

令和2年4月7日に、「緊急事態宣言」が発出されましたが、国民生活の安定確保に不可欠な業務を行う食品事業者として「牛乳販売店」は、業務を継続する業種とされています。こうした中、5月4日の感染症対策専門家会議においては、業界団体等が主体となり、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、創意工夫をしながら実践することが強く求められました。さらに、同日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を5月31日まで延長するとともに、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、専門家会議の提言を参考に、自主的な感染予防のための取組を進めること」とされました。

その後、5月25日には、改めて感染状況の変化等の分析・評価が行われ、その結果、全ての都道府県に対する「緊急事態宣言」が全面解除されるに至りました。

なお、解除後は感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着や業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等の実践が求められました。

このため、全改協においては、農林水産省が示す「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」、専門家会議提言で示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例等も踏まえつつ、別紙のとおり「牛乳販売店における新型コロナウイルス感染症感染予防への取り組みについて(ガイドライン)」を策定しました。

加盟店には、独自の予防策に加えて、本ガイドラインの内容を参考に一丸となって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に取り組むよう要請して参ります。

牛乳販売店における新型コロナウイルス感染症

感染拡大予防への取り組みについて（ガイドライン）

一般社団法人 全国牛乳流通改善協会に加盟する「牛乳販売店」は、新型コロナウイルス感染拡大を予防し、お客様の安全、かつ安定した商品供給体制を継続的に進めていくため、下記の通り感染予防に向けた取り組みを推進します。

1. 加盟店の取り組み

- * 事務所入口に「手指消毒液」を設置
- * スタッフの業務中のマスク着用の励行
- * 全スタッフの勤務中喫煙の禁止
- * 事務所内の十分な換気(2か所以上の窓開け)
- * トイレの清掃・消毒と布タオル使用の中止（ペーパータオル設置を推奨）
- * スタッフに罹患者発生時の対応体制の構築と周知（発生確認後自主消毒の開始）
- * スタッフの行動履歴把握と濃厚接触者の定義を周知
- * イベント型の試飲・試食会の見合わせ
- * お客様の利用動向を把握し、適切な配達体制の構築
- * ソーシャルディスタンスを確保するため、スタッフ間の接触を極力避ける
- * 冷蔵庫、冷凍庫内は定員1名を原則とする
- * 時差出勤の実施（配達時間の変更、お客様への周知）
- * キャッシュレス決済の推進（対面接客など新しい生活様式実践）
- * 新型コロナへの対応について、お客様Q&Aの作成（安全・安心の告知）
- * 店頭販売はお客様と従業員の間の仕切り設置
- * 他企業の休業に伴う離職者への就業機会の提供

2. 従業員の取り組み

- * 出勤時の検温（「自己管理衛生チェック表」の整備・報告）
- * 全員「週間セルフ体調チェック」を毎週実施・報告
- * 手洗い・うがい・手指消毒の励行
- * 社内外会議、研修、などへの参加見送り
- * 不要不急の外出の自粛（プライベート）

お客様及び従業員の健康と安全を最優先に考え、お客様に安心して利用いただける環境の整備や安定した商品供給に、全力をあげて取り組んで参ります。

【令和2年5月22日】

一般社団法人 全国牛乳流通改善協会

新型コロナウイルス感染症の予防対策

- **食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。**
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- 体調管理やこまめな手洗い・手指の消毒、咳エチケットなどを実施すれば心配する必要はありません。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において操業停止や食品廃棄などの対応は必要ありません。

(令和2年5月8日の知見に基づき作成)

・ お勧めする感染症予防対策

- 体温を測定し、記録すること
- 発熱などの症状がある場合は、所属長に連絡して自宅待機すること
- 不特定多数が集まる場所では、できる限りマスクを着用すること
- マスクを着用しない場合は、2メートルを目安に、距離を保つこと
- 屋内で作業する場合は、必要に応じて換気を行うこと

※ マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクも御活用ください。

・ 感染者が発生した施設設備等の消毒方法

- アルコール消毒液を浸したペーパータオル等で拭きとり清掃します。

清掃箇所

頻繁に手指が触れる箇所
(机、手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、水道の蛇口など)

消毒用資材

アルコール(エタノール又はイソプロパノール(70%))
(入手できない場合はエタノール(60%台))又は
次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)*)

拭き取りに使う使い捨てペーパータオル等

*次亜塩素酸ナトリウムを扱う際には、手袋着用など十分注意して行って下さい。

農林水産省

ガイドライン作成の参考資料-②

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。令和2年4月1日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染予防のための取り組みを進める必要があり、食品関連事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じる。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者

からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing：社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・ 「新しい生活様式」の実践例（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）

- ・ 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

① 体温の測定と記録

② 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡と自宅待機の徹底

- ・ 発熱などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされたものとの農耕接触があった場合
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、

保健所に問い合わせ

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
【※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方】
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
- ・ 事業者はマスクを着用する、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)適切な距離を確保するよう努めるなど、感染予防策を行う。
- ・ また、事業者は、常時不特定多数の者が集合する場所では、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は出入りしないよう注意喚起するなど業態に合わせた予防策を行う。
- ・ 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
① 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。

- ② マスクの着用、咳エチケットを徹底。
- ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。
- ・ 事業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式」の実践例を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

- ・ 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされている
このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- ・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です。

(3) 濃厚接触者への対応

- ・ 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ・ 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域(売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等)のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(エタノール又はイソプロパノール)(70%)(アルコール(エタノール又はイソプロパノール)(70%)が入手できない場合には、エタノール(60%台)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭取り等を実施してください。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(2) 食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っていることから、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。